

令和4年 第11回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和4年11月16日(水)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月16日(水) 午後1時28分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター 2階 会議室
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行	6番	湯田 義三
8番	酒井 圭	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 2名

田島1区	渡部 昭雄	南郷3区	五十嵐敏章		
------	-------	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

7番	星 洋一	9番	渡部 一男		
----	------	----	-------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 日程第8 議案第5号 農地利用集積計画決定について

7 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、7番、星洋一委員、
9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業
委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しており
ます。

また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席
を求めたところ、2名の方に出席をしていただいております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条2項の規定により、4番、馬場崇裕委員、8番、酒井圭委員を指
名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいた
します。

議 長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい
たします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議 長

只今、事務局から会務報告がありましたがご質問などありましたらお
願いします。ありませんか。

6 番

(湯田義三) 事務局2名となっております。

事務局

(事務局長) 事務局は、私と玉川。会長と職務代理の4人で行ってまい
りました。

議 長

他に質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可
申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の館岩第2区、芳賀久進委員が
欠席ですので、事務局から調査説明をお願いします。

事務局

(係長) 私から芳賀久委員の方で調査していただいた内容について説明
させていただきます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。
事件番号1番、譲渡人は●●●●さん、無職、***の方になります。

譲受人は、〇〇〇〇さん、会社役員、***の方になります。許可を受けようとする土地の表示は、所在地、***番、地目が畑、面積が□□□□㎡、権利の設定・移転につきましては、所有権の移転になります。申請の事由につきましては、譲渡人は、***へ既に居住されているということで農業を廃止されると。譲受人は、譲り受けて管理耕作するということで、野菜を作る予定となっております。対価としまして、10a 当たり△△△△円で買い受けるという中身になっております。調査していただいた内容について、説明させていただきます。11月8日、譲渡人については電話で、譲受人には直接お会いして確認していただきました。申請理由につきましては、先ほど説明したとおり、今回の面積が□□□□㎡、買い入れる金額は、△△△△円で売り渡し、所有権の移転を行うというものになっております。次に、農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目の下限面積要件につきましては、申請地は、農用地区域外の農地ですので下限面積 0.01a、1㎡となります。譲受人の現在の経営面積ですが、自作地が□□□□㎡、貸付地が□□□□㎡ありまして、経営面積は□□□□㎡ありますので、今回取得する面積と合わせまして経営面積の合計が□□□□㎡となりますので、申請地の取得に問題はないと思います。2点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請の内容を聞き取りしていただきましたところ、年間の農業常時可能日数が200日以上の見込みになっておりまして、目安としております年間150日の要件に問題ないと思います。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人につきましては、既に同地区で耕作されておりますので問題ないと思います。また、同地区内で集落営農など、組織や他農業者の集積農地の分断など、他の農地に影響を与えることは無いと思われまます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、既に同地区内で耕作されておりました、耕うん機、軽トラック、運搬機等の大型の農機具を所有していることから耕作管理には問題ないと思われまます。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないということでありました。調査いただいた結果、許可が相当だと判断されると思いますので審議をお願いしたいということでした。以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号2となります。譲渡人は、●●●●さん、無職、***の方になります。譲受人は、○○○○さん、会社員、同じく***の方になります。許可を受ける土地の所在地ですが、***字***番、地目が畑、面積が□□□□㎡、所有権の移転になります。申請事由ですが、譲渡人については、相手方の要望となっております。譲受人につきましては、農地を譲り受けて家庭菜園を行うという中身になってございます。湯田悌一委員の方で調査していただいた内容について説明させていただきたいと思っております。申請理由につきましては、譲渡人は、相手方の要望により贈与をするという形になってございます。譲受人につきましては、申請地を譲り受けまして、家庭菜園を行うという中身になってございます。贈与につきましては、無償の贈与となっております。次に、農地法3条の許可の各要件の状況についてですが、下限面積要件につきましては、申請地は、農用地区域外の農地になっておりますので、下限面積は1㎡となります。譲受人の現在の経営面積ですが、□□□となっておりませんが、当該申請農地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えておりますので、申請地の取得に問題はないと思われます。2点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただきましたところ、年間農業に従事する日数が200日以上の見込みになっておりまして、目安としております年間150日の農作業常時従事要件につきましては、問題ないと思っております。3点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農など他農業者の集積農地の分断など、他の農地に影響を与えるなど無いと思われます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、現在、譲受人は、大きな農機具等は所有しておりませんが、家庭菜園ということで、面積も□□□□㎡、□□□□㎡弱ということで、当該申請農地を効率的に耕作管理することは問題ないかと思われます。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないということでありました。

以上調査いただいた結果、許可が相当だと判断されると思っておりますので審議をお願いしたいということでした。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご意見ございませんか。

- 3 番 (平野恒二) ご覧いただきたいんですが、譲受人の住所、それから許可を受けようとする土地が***番と同じなんですが、間違いじゃないですか。
- 事務局 (係長) 登記簿、謄本等事項証明等ついているんですが、地番については ***字***番、畑、□□□□㎡と登記されていますので、間違いはないです。私、図面等で確認させていただいたんですが、家が建っているところと場所が違うので、宅地の建ってる地番と同じであっても別のものという風に考えられます。間違いではないです。家が建ってるのも***番地。畑も***番地。
- 3 番 (平野恒二) 申請書見せてください。
- 事務局 (係長) 戸籍の方に確認したところ、○○○○さんのお宅は***番で間違いはないということです。審議については、今回は持ち帰り、もう一度調査したいと思いますので、また次回総会で審議をお願いしたいと思います。
- 議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第3区、五十嵐敏章推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 南郷3 (五十嵐敏章) 南郷3区の五十嵐です。11月10日木曜日に、譲受人の○○○○さん、譲渡人の本件について説明できる方●●●●さんの娘さんであります、❖❖❖❖さんに電話で調査いたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件の5つについてであります。申請理由ですが、譲渡人は、***、***にお住まいです。農業を廃止し、当該農地を贈与し所有権の移転を。譲受人は、譲り受けて家庭菜園として耕作管理するというものです。次に、農地法第3条の許可の要件の状況についてですが、1点目、下限面積要件の状況について、申請地は、農用地区域内の農地が含まれますので、下限面積は30a、3,000㎡となります。譲受人の現在の経営面積は、自作地、□□□□㎡、借入地、□□□□㎡となり、現在の経営面積が□□□□㎡ありますので、今回取得する面積と合わせて経営面積は、□□□□㎡となりますので申請地の取得には問題ないと思われます。2点目としまして、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、合計で180日ほど必要な農作業に従事されるということなので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありません。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人は、同地区内で耕作されております。また、同地区内には集落営農など他組織や集積農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることなど無いと考察されます。4点目といたしまして、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、同地区内で耕作されており、トラクター、トラック、大型農機具も所有していることから農地の全てを効率的に耕作管理することに問題ないかと思われます。最後

す。2点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただきましたところ、年間農作業可能日数が150日以上の見込みになっておりまして、目安としております年間150日の農作業常時従事要件に問題はないと思います。3点目、地域との調和要件であります。譲受人は、既に同地区内ですでに耕作されており、他の農業者の集積、農地の分断など他の農地に影響を与えるなど無いと思われま。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、譲受人は、トラクター、田植え機、耕運機、コンバインなど、大農機具を所有しておりますので、農地を効率的に耕作管理することは問題ないかと思われま。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないと思われま。調査いただいた結果、許可が相当だと判断されると思うので審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 議案書の6ページをご覧いただきたいと思。併せて資料1もご覧いただきたいと思。申請者、当初計画者につきましては、●●●●さん、無職、***の方になります。承継者につきましては、○○○○さん、会社役員、***字***の方になりまして、▼▼▼を経営されている方になります。計画を変更する土地の表示につきましては、***字***番***、面積が□□□㎡になります。こちらは、農振農用地区域外の農地になります。2筆目となりまして、***字***番***、面積が□□□㎡、農振農用地区域外の農地になっております。地目は両筆とも畑となっております。当初の転用の目的ということで、●●●●さんにつきまして、一般住宅用地として許可を受けてお

りました。今回、承継人の転用目的は、資材置き場、駐車場として利用したいというような中身になっております。変更の内容については、転用目的の変更ということで、今説明したとおり、一般住宅用用地から資材置き場、駐車場への変更となっております。申請事由ですが、当初、●●●●さんは、住宅を建築するために当該農地の贈与を受けていましたが、勤務、仕事の都合上、中々着工できずにいたというようなお話でした。***の工場、◇◇◇という◇◇◇等を製造している会社があるんですが、そちらの会社が、家を建てようとして整地したところを貸してほしいということで貸していたと。今年の9月にその貸し借りを終了するということを告げられ、使用が無くなったと。●●●●さんは、既に***に引越しされておりました、今後***に戻る予定はないということで新たに宅地を整地した土地を使ってくれる方を探していたところ、継承人であります〇〇〇〇さんの方で会社に資材置き場、駐車場として利用したいという内容で、受け手が見つかったということが、今回の事業計画変更となったということになります。資料1を見ていただくと、当初の転用は、昭和△年△月に福島県の転用を受けていたというような中身になってございます。転用に伴います5条の各要件について説明させていただきます。立地基準につきましては、申請地は、住宅、事業施設が連たんしており、市街化が相当進んでいる農地になっておりました、第3種農地となっております。許可基準は、農地の転用につきまして許可しうる農地となっております。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告させていただきます。1点目、転用に必要な資力などあるかについてですが、申請書に添付されておりました預金通帳の写しを確認したところ、事業資金の△△△△円を確保できる見込みの為、問題ないと思われます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかですが、登記簿等を確認させていただきましたが、抵当権等の設定はありませんでしたので問題ないかと思われます。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、今回の事業計画、面積全て資材置き場、駐車場として使用する計画であるということで、問題ないと思われます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、特に必要となる許認可等はありませんでしたので問題ないかと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、転用の許可申請面積が、2筆合わせて□□□㎡でありまして、資材置き場、駐車場として過大な面積ではないと考えられます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことですが、周辺農地は、事業施設が連たんしている農地でありますので、営農条件の障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。

以上、調査していただいた結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。以上です。

- 議 長 はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きます。日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島1 (渡部昭雄)11月11日、譲渡人、●●●●さん、この方は***で◎◎◎をやっております。年齢が71歳、譲受人、○○○○という◇◇◇をやっております。電話で確認しました。場所は、資料2をご覧ください。***字***番、地目が畑、現況が休耕畑となっております。面積が□□□㎡、農用地区域外の農地でございます。申請の理由なんですが、譲受人の方から連絡ありまして、現在、***地区において◇◇◇を設置しておりますが、営業拡大により資材置き場のスペースが不足し、事業に支障をきたしているということで、この隣の土地、●●●●さんの土地がありまして、丁度町道に面しており、位置的、面積的にも最適だと選定いたしました。この地区は、ほとんど休耕地で荒れております。隣が山林で、こちらも非常に荒れている状態ですので農業には影響ございません。資金ですが、銀行の口座を確認いたしました。購入額が△△△△円とのことです。口座にはこれ以上の資金が入っておりますので、問題ないと思います。農業に影響することはありませんし、資金繰りも問題ないということです。私は賛成いたしました。以上でございます。
- 議 長 はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1について
は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第6区、
湯田悌一推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願い
します。

事務局 (係長) 8ページの事件番号2番をご覧くださいと思います、併せ
て資料3もご準備いただきたいと思います。譲渡人、設定人につきましては、●●●●さん、70歳、農業、***の方になります。被設定人につ
きましては、○○○○になります。所管課につきましては、◆◆◆にな
ってございます。土地の所在につきましては、***字***番***
*、地目が田、現況も田、面積が□□□㎡になっております。もう1筆
が、***字***番***、地目が田、現況も田、面積が□□□㎡と
なっております。両筆とも、農用区域外の農地となっております。場
所につきましては、◇◇◇◇の目の前になっております。申請理由につ
きましては、◆◆◆発注の中山間地域総合整備事業において、老朽化し
た用水路管の新設、補修工事を行うため、農閑期に、隣接する農地に残
土置き場と除礫作業の場所、仮設道路を設置するため当該農地の一時転
用許可申請を行うものになります。一時転用期間につきましては、令和
5年3月31日までとなっております。立地基準につきましては、農用地
区域外の農地になりまして、住宅、事業施設、公共施設、◇◇◇◇、◇
◇◇◇等、公益的施設が連たんしており、市街化が相当進んでいる地域
でありまして、第3種農地となります。第3種農地は許可しうる農地と
なっておりますので問題ないかと思われれます。次に、5条の各一般基準
の項目の調査結果についてですが、転用に必要な資力などあるかにつ
いてですが、◆◆◆発注の中山間地域整備事業になるため問題ないかと思
われれます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得て
いるかですが、登記簿に抵当権等の設定はありませんでしたので問題な
いかと思います。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供するこ
とが可能かについてですが、計画が具体的でありまして、遅滞なく着手
されることが見込まれております。4点目、他の法令の許認可の見込み
はあるかについてですが、必要となる許認可、処分、法令等の調整はあ
りませんので問題ないかと思われれます。5点目、転用面積が妥当である
かについてですが、当該申請農地、□□□㎡、残土置き場、除礫作業、
仮設道路となることから、一時転用の許可申請面積は過大な面積ではな
いと考えられます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れが
ないことですが、農閑期に施工を行うため、他の農地の営農条件の障害

や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われま

す。以上、調査していただいた結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 はいありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします

なお、事件番号4についても、事件番号3と同様の案件ですので一括して説明をお願いします。

事務局 (係長) 9ページをご覧くださいと思います。事件番号3番、4番が同じ案件でございますので、一括して説明させていただきます。3番の方は、申請人の表示、設定人は、●●●●さん、75歳、無職、***の方になります。4番の設定人につきましては、●●●●さん 57歳、林業で、***の方になります。被設定人につきましては ○○○○になってございます。◆◆◆◆になってございます。土地の所在につきましては、3番が***字***番、地目が田、現況も田、面積につきましては□□□㎡、そのうち、一時転用面積につきましては□□□㎡となっております。こちらは農用地区域外の農地になってございます。続きまして4番になりまして、所在は、***字***番***、地目が田、現況が田、面積は□□□㎡のうち、一時転用面積が□□□㎡となっております。こちらにつきましては、農用地区域内の農地となっております。申請理由につきましては、***河川改修工事において、仮設水路の敷設替工事を行うにあたり、非営農期間、稲刈り後に工所用仮設道路、敷き鉄板を設置するため当該農地の一時転用許可を申請するものとなります。一時転用期間につきましては、令和5年3月31日までとなっております。5条の転用の各要件についてご説明させていただきます。3番につきましては 農用地区域外の農地になりますので、こちら立地基準につきましては、事業施設、◇◇◇◇、◇◇◇◇等の公益的施設が連たんしておりまして、市街化が進んでる地域で、第3種農地となりますので

で、転用許可しうる農地となっております。事件番号4番につきましては、農用地区域内になってきますので、こちらの立地基準につきましては、仮設工作物の設置、その他、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地に供することが必要であると認められるものであること。かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域の整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであることということで、一時転用事業に関しては、例外的に許可しうる基準となっておりますので、こちらは許可できるものと思われま。次に、一般基準の各項目は、3番、4番とも同じ調査結果になっておりますので、一括して説明させていただきます。まず、1点目の転用に必要な資力などあるかについてですが、◆◆◆発注の***河川改修工事既設敷設替え工事なので問題ないかと思われま。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかですが、登記簿に抵当権等の設定はありませんでしたので問題ないかと思われま。こちら耕作者がいらっしゃいますので、耕作者からの許可も得ていると伺っております。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手されることが見込まれております。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、必要となる許可等の処分等や、他の法令等の調整はありませんので問題ないかと思われま。転用面積が妥当であるかについてですが、工事用仮設道路、敷き鉄板となることから一時転用の許可申請面積は、過大な面積ではないと思われま。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかについてですが、農閑期に施工を行うため、他の農地の営農条件の障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われま。

以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。本
案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 次に、事件番号4を議題といたします。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島1 （渡部昭雄）11月10日、直接お会いをいたしまして、確認いたしました。申請人が〇〇〇〇さん、80歳、現在は、***で▽▽▽を営んでおります。現場に行き確認もしてまいりました。11筆ございまして、全て地目が畑、現状は宅地になっております。農用地区域外の農地でございますので問題ないということですが、宅地化されたのはもう20年以上前です。現在は、駐車場、倉庫に利用されております。周り農地はございませんので、農業に関して一切影響はないと思います。現場を見て回ったんですが、なぜこういうことが起きるんだと不思議に思ったんです。勝手に宅地化したり、倉庫を建てたり、駐車場にしたりと。この息子さんが、▽▽▽です。私、〇〇〇〇さんになぜこういうことをやったんだと聞いたんですが、はっきりとした答えは得られませんでした。今回の現況確認なんですが、既に20年以上もたっていて、駐車場、倉庫も建っていますので、周りも農地がありません。農地として残すのは難しいと思います。そう判断いたしました。以上でございます。

議 長 （会長）事務局。今の調査結果についてですが、現況確認だから後で分かった時点でいいと。私は疑問なんですが、事務局はどのようにお考えですか。

事務局 （係長）本来であればの話ですが、事業計画を作り、転用許可を取った上で事業に着手するのが法律上決められたことですので、本来はそれをやる必要があると思われまます。ただ、現状こちらもそうなんですが、申請が上がってくる現況確認証明というのは、もう、どうしようもなくて原野化しますとかそういった部分もあり、もしかしたらわかっていてや

っているという可能性もあると思うんですが、そういったものを農業委員会から指導するのも必要かなと考えております。

議 長 (会長) こういうことを分かっている、やっしまえ。後でいい。そういう人たちがずっと出てくるのかなって感じなんです、我々が現況確認の前に指導徹底するような機関にはならないんですかね。そういうことを事前に伝える、

事務局 (係長) 今回、皆さんにお渡ししている活動記録セットの中を見ていただくとわかるとおり、現地確認であったり、指導、仲介、法律的に農業委員に課せられている使命というのがありますので、こういったものを事前に察知、確認した場合は、正規の手続きを取ってうえで、許可を受けたうえで転用してくださいという指導をする機関ではあるというのは間違いないので、それは皆さんの方でしていただければと思います。ただ、実際終わってしまったものは、上がってきてしまうので、法律上現況復旧っていう指導はできるんですが、ここまできてしまうと実際はできないという部分もありますし、農業委員会として弱い部分としては、農地法の上に民法というものがございまして、土地の所有は、やはり個人の持ち物になってきますので、そこまで農業委員会が強く指導できるかというところがバランスとして難しい部分になってくるのかなということで、最近いろいろ相談受けるたびに感じています。

議 長 (会長) 法務局に行くと農地をつぶさないって考えがあって、しぶしぶという考えなんです、厳しいです。現実を見ると農業委員会が現況確認で出てきたものを審議して通すというのもおかしな話でして、もうちょっと厳しく、法というのはないんですかね。

事務局 (係長) 厳しく取り締まるのであれば、農地パトロール等の中でそういった違反転用になりうる案件をいち早く見つけていただいて、農業者個人ではなく、農業委員会全体として指導するということはできると思います。

議 長 (会長) わかりました。以上のような説明なので皆さんもよろしく願います。

議 長 それでは説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮り致します。事件番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きます。日程第8「議案第5号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 (玉川) 私のほうから議案第5号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書12ページの利用権設定内訳11月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が3筆の□□□㎡、畑が24筆の□□□㎡となっております。次に、新規で、田が14筆の□□□㎡で畑がゼロ筆でございます。再設定と新規合わせまして、合計が41筆の□□□㎡となります。続きまして、議案書の137ページからは利用権設定の一覧となっております。使用貸借権につきましては、***地域の番号25番から27番の***地区、番号28番と30番から32番の***地区、番号41番の***地域の***地区です。こちら、***地区の番号28番から32番までは元々はJAの円滑化事業でございまして、今回期間終了に伴い新規での使用貸借権設定となった農地でございます。
以上で説明を終わります。
- 議 長 はい、終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
以上で、総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。
- 議 長 次に協議事項に入ります。「令和4年度農地利用最適化の推進に関する意見(案)について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (事務局長 議案第1号 「農地法第3条規定による許可申請について」の事件番号2について、継続審議の提案)

(事務局長 意見書(案)について 報告)

議 長 只今説明していただきましたが、他に質問ございませんか。

3 番 (3番委員 有害鳥獣対策の件に関して)

議 長 次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

6 番 (6番委員 ***町視察研修に関して)

議 長 他に何か質問ございませんか。

議 長 質問がないようなので、その他に入ります。皆さんから何かありましたらお答えします。何かございませんか。

議 長 無いようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 大変お忙しい中、長時間にわたり、大変ありがとうございました。昨日あたりからかなり冷え込んできたので、山の頂上あたりは白いままです。今年の冬はかなり多くなるんじゃないかということなので、くれぐれも事故等無いよう頑張っていたいただきたいと思います。これを持ちまして終了させていただきます。

閉会 午後 2時55分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

4 番

8 番